# 平成26年度生活安全課（消費生活センター）の施策

新社会推進部生活安全課消費生活センターでは、消費者行政の総合的な企画から、消費生活に関する県民からの相談･苦情に対する支援、消費者教育・啓発、事業者の調査･指導･処分までを一貫して行い、県民の安全・安心な消費生活の確保を図っている。

## 消費者行政の企画・調整

### 基本方針（消費生活の安定及び向上）

消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差に鑑み、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策により、県民の消費生活の安定及び向上を図る。

### 消費者行政活性化基金事業の実施

平成21年３月に設置した福岡県消費者行政活性化基金を活用して、県民が身近な窓口で消費生活の相談をすることができるよう、市町村の消費生活相談窓口の整備・拡充を図る。

また、相談窓口の強化のため、消費生活相談員及び関係行政職員の能力向上のための取組、消費者トラブルの解決に向けた相談窓口の周知・広報、高齢者向けの啓発、教育関係機関と連携した若年者向けの消費者教育の実施並びに事業者指導・法執行の強化を図る。

### 消費者関連法、福岡県消費生活条例の普及

消費者基本法、消費者契約法、特定商取引に関する法律等の消費者関連法や福岡県消費生活条例を消費者及び事業者に周知する。

### 消費者行政関連機関や市町村との連携

消費者行政関連機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、日頃から相互に情報交換や施策の調整を行う。

また、県民に最も身近な行政機関である市町村に対し、迅速な情報提供を行うとともに、消費生活相談員や関係行政職員の相談対応能力の向上を目的とする研修や相談解決のための助言等を行う。

## 消費生活の安全性の確保

### 商品等の安全性の確保

福岡県消費生活条例や消費生活用製品安全法等に基づき、消費者に対し、商品等の安全性に関する情報提供を行うとともに、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ[[1]](#footnote-1)）に情報提供を行い、被害の拡大防止を図る。また、消費者安全法の重大事故等について、県民に情報提供を行う。

## 消費者取引の適正化

### 事業活動の適正化（違法･不当な事業活動に対する調査･指導･処分）

消費生活相談窓口に苦情等が寄せられ、販売方法等に問題があると考えられる事業者について、その販売方法等に関して調査し、改善指導･処分を行う。

### 規格、表示の適正化

商品や役務の表示の適正化に向けて、事業者に対する指導等を行う。なお、食品表示の適正化については、ＪＡＳ法[[2]](#footnote-2)、食品衛生法等を所管する関係機関と連携して行う。

### 価格･需給動向調査

県民の消費生活との関連性が高い商品等の需給及び価格の動向について情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供する。

### 被害の未然防止･拡大防止

消費者トラブルや不法行為による消費者被害の発生を抑止するとともに、初期段階での被害防止、拡大防止を図るため、関係機関や市町村等と連携して情報収集を行い、事業者に対する指導及び県民への注意喚起を速やかに行う。

## 消費生活相談体制の充実・整備

### 相談対応機能の強化

福岡県消費生活センターの相談員が市町村を訪問して相談処理に関する助言を行う「巡回相談」や、市町村の相談員等に電話で相談処理に関する助言を行う「経由相談」の実施を通じて県内市町村との連携を強化し、もって県域全体での相談対応機能を強化する。また、弁護士の無料法律相談（週２回）を実施して高度な相談にも対応する。

### 相談担当職員の能力向上

相談担当職員が法令等の専門研修や消費者問題事例検討会等に参加する機会を増やし、相談対応能力の向上に努める。

### 多重債務問題への取組

福岡県多重債務問題対策協議会を設置し、県、財務支局、弁護士会、司法書士会、県警察、民間支援団体等との緊密な連携のもと、多重債務問題への総合的な対策を推進する。

また、グリーンコープ生活協同組合ふくおかとの協働により、多重債務相談に応じて債務整理等による問題解決の助言を行うほか、家計管理の助言・指導や、生活再生中のやむを得ない臨時的出費に対する貸付を行う多重債務者生活再生事業を実施する。

## 主体的･自立的な消費者になるための支援

### 消費者への情報提供の充実

福岡県消費生活センターを消費者教育の拠点と位置付け、消費者トラブルを未然に防止するための情報をインターネット等により広く県民に提供するとともに、同センターに設置した消費者サロンにおいて消費生活に関する様々な資料やパンフレットの配置、パネル等の展示による情報提供を行う。

また、市町村や高校、大学等に消費者被害の最新情報を電子メールで配信する。

### 消費者教育・啓発の推進

消費生活に関する知識に乏しい若年者が消費者トラブルの対処法を身に付けるため、高校生、専修学校生及び大学生を対象とした啓発講座を開催する。

また、悪質商法の被害に遭うことが多い高齢者や障害者に対しては、高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会を設置し、関係団体や行政、警察などと連携して被害防止に努める。

### 消費者教育の担い手育成

小・中・高等学校等の教員や大学・専門学校等の教職員、消費生活相談員を対象として消費者教育の進め方等に関する研修会を実施する。

また、高齢者等の消費者被害を防止するため、消費生活に関する知識を身に付け、地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア（消費生活サポーター）を育成するための講座を開催する。

### 消費者団体の活動推進

消費者団体が消費者の視点から積極的に行動し意見を表明するとともに、消費者に対する教育及び啓発を行うことができるよう消費者団体の自立的活動を支援する。

# 平成26年度福岡県の消費者行政施策一覧

## 消費者行政の企画・調整

|  | 施策 | 概要 | 所管課 |
| --- | --- | --- | --- |
| 総合調整等 | 福岡県消費生活審議会の運営 | 福岡県消費生活条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、調停を行うほか、知事の諮問に応じて消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。 | 生活安全課 |
| 福岡県消費者行政活性化基金事業 | 消費者行政活性化基金を活用して消費者行政の強化を図るとともに、市町村の消費生活センター及び相談窓口の強化を図る事業等に対する助成を行う。  ・消費生活相談員等に対する研修の実施  ・消費者教育･啓発  ・消費生活センターの広報･周知 |  |
| 消費者行政関係機関等との連携 | 福岡県消費者行政連絡協議会 | 庁内の消費者行政関係各課長を委員とする協議会において適切な消費者行政の推進を図るための連絡調整を行い、必要な事項を審議する。  　会　長　副知事  　副会長　新社会推進部長  委　員　庁内消費者行政関係課(室)  （根拠規程　福岡県消費者行政連絡協議会規程　昭和44年１月４日福岡県訓令第１号） |  |
| 福岡県高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会 | 高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して関係の諸団体及び行政機関と情報を共有するとともに、高齢者及び障害者の周りの人々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供を行う仕組みを構築する。  （根拠規程　福岡県高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会設置要綱　平成25年５月24日施行） |  |
| 市町村との連絡会議 | 住民にとって最も身近な行政主体である市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備・強化を図るとともに、県と市町村の連携を深めるため、市町村との連絡会議を開催する。  ・市町村消費者行政担当課長、担当者会議 |  |
| 消費者行政関係機関等との連携 | 消費者被害防止地域ネットワーク会議 | 悪質商法等による消費者被害の解決と被害の未然防止を図るため、県内４ブロックで関係者のネットワーク会議を開催する。  ・北九州、福岡、筑豊、筑後の４ブロック  ・構成員　市町村、警察署、弁護士会、司法書士会 | 生活安全課 |
| 福岡県食の安全懇話会 | 食品の生産から消費に至る各段階に関係する者に対し、福岡県が実施する食の安全対策に関わる事業に関する情報の提供を行う。また、当該事業に対する意見を聴くとともに、関係者相互の情報や意見の交換を促進し、関係者の相互理解を深める。 | 保健衛生課 |
| 福岡県食の安全対策推進会議 | 食の安全性を確保するために、県庁内関係各課が、食品等の生産から消費に至る各段階で実施する事業について協議を行い、総合的な安全対策を講じる。 |  |

## 消費生活の安全性の確保

|  | 施策 | 概要 | 所管課 |
| --- | --- | --- | --- |
| 商品・サービスの安全性の確保 | 消費生活用製品安全法に基づく監視指導 | 消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いものとして国が指定した特定製品の販売業者に対して立入検査を実施し、安全マークの付いていない商品は店頭から撤去するよう指導を行う。  （根拠法令　消費生活用製品安全法） | 生活安全課 |
| 生活衛生関係営業施設の指導 | 県民の日常生活に密接した施設（旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、特定建築物等）に対し衛生的な維持管理をするよう、環境衛生監視員による監視指導を行う。  （根拠法令　生活衛生営業六法等） | 保健衛生課 |
| 食品衛生対策 | 食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生監視員により監視指導を行う。  （根拠法令　食品衛生法） |  |
| 食肉衛生事業 | 食肉に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、獣畜や食鳥の検査等を行う。  （根拠法令　と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法) |  |
| 商品・サービスの安全性の確保 | 有害物質等を含有する家庭用品の監視指導 | 家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止する。  対象：規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗浄剤、エアゾール製品、塗料など  （根拠法令　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律） | 薬務課 |
| 毒物・劇物の監視指導 | １ 毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止する。  ２ 農薬である毒物・劇物の危害防止については、農林水産部と連携をとって、立入調査、講習会を実施する。  （根拠法令　毒物及び劇物取締法） |  |
| 医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器の監視指導 | 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性、安全性を確保するための監視指導を行う。  （根拠法令　薬事法） |  |
| 動物用医薬品･動物用医薬部外品及び動物用医療機器の監視指導 | 動物用医薬品、動物用医薬部外品の適正販売及び動物用医療機器の安全性確保のため、監視指導を行う。  （根拠法令　薬事法、動物用医薬品等取締規則） | 畜産課 |
| 県消費生活条例に基づく商品等に係る危害防止 | 事業者が供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認められる場合は、当該事業者に対し、供給中止・回収等の措置をとるべきことを勧告する。  （根拠法令　福岡県消費生活条例） | 生活安全課 |
| 危険、危害情報の提供 | 国民生活センター等から提供される危険商品等に関する情報を各種情報媒体により県民へ周知する。 |  |
| 貸金業法に基づく貸金業務の適正な実施 | 貸金業者に関する債務者等からの苦情相談に対応するとともに、貸金業法に基づき、登録貸金業者及びみなし貸金業者に対して立入検査等を実施し、適正な業務運営を行うよう指導監督を行う｡  ・苦情、相談窓口  福岡県商工部中小企業振興課（TEL 092-643-3423） | 中小企業振興課 |
| 農産物の安全性の確保 | 本県農産物の安全を確保するための施策を実施する。  ① 農業者に対し、農産物の生産過程での衛生管理や安全管理（GAP)を取り組むよう普及啓発を行う。  ② 農業者に対し、研修会等を通じて農薬適正使用の徹底を啓発・指導する。 | 食の安全・地産地消課 |
|  | 福祉サービス第三者評価事業の推進 | 社会福祉事業の経営者が、第三者評価の受審により事業運営上の問題点を把握しサービスの質の向上に資するため、受審促進を行う。 | 福祉総務課 |
| 生活環境の安全性の確保 | 高圧ガス関係保安対策 | ① 高圧ガス及び液化石油ガスによる災害事故防止  （根拠法令　高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）  ② ガス用品販売事業者に対する立入検査  （根拠法令　ガス事業法） | 工業保安課 |
| 火薬類保安対策 | 火薬類による災害事故防止  （根拠法令　火薬類取締法） |  |
| 電気保安対策 | ① 電気工事の欠陥による災害の防止  （根拠法令　電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律）  ② 電気用品販売事業者に対する立入検査  （根拠法令　電気用品安全法） |  |
| 農薬取締 | ① 農薬取締対策  農薬取締職員を設置し、農薬販売者及び農薬使用者への立入検査を実施（根拠法令　農薬取締法）  ② 農薬安全使用の推進  農薬使用者に対し農薬使用基準の遵守、事故防止等の啓発・指導を実施  ③ 農薬指導士の認定  農薬取扱業者を農薬指導士として認定し、農薬の安全かつ適切な管理使用を推進する。 | 食の安全・地産地消課 |
| 飼料取締 | ① 飼料取締対策  飼料立入検査員を設置し、飼料製造業者･販売業者等に対して立入検査及び飼料の収去検査を行う。  ② 飼料の適正使用の推進  （根拠法令　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律） | 畜産課 |
| 家畜衛生人獣共通感染症対策 | ① 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止  ② 畜産農場への立入検査を実施  ③ 高原病性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症への対応  ④ 口蹄疫等防疫対策を強化  （根拠法令　家畜伝染病予防法） |  |

## 消費者取引の適正化

|  | 施策 | 概要 | 所管課 |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業活動の適正化 | 訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締り | 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入取引のうち、県内における取引等について悪質な事業者に対し、指導を行う。  （根拠法令　特定商取引に関する法律） | 生活安全課 |
| 前払式特定取引業者の指導監督 | 前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）に対し調査指導を行う。  （根拠法令　割賦販売法） |  |
| ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の指導取締り | 会員制事業者に対し、会員誘引時における誇大広告や会員契約解除時に関する不当な行為について指導取締りを行う。  （根拠法令　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律） |  |
| 不当景品・不当表示の監視指導 | 過大な景品付き販売や不当な表示による顧客誘引の防止のため監視指導を行う。  （根拠法令　不当景品類及び不当表示防止法） |  |
| 県消費生活条例に基づく不当な取引行為の監視指導 | 商品・サービスの品質等の適正な表示及び不当な取引行為の防止のため監視指導を行う。  ・規格、表示等の適正化  ・不当な取引行為に関する調査及び勧告、消費者への情報提供  （根拠法令　福岡県消費生活条例） |  |
| 福岡県貸金業関係連絡会議 | 登録貸金業者の監督機関、取締機関等との情報交換を行い、連携を緊密にすることにより、貸金業法の円滑な施行に資することを目的として「福岡県貸金業関係連絡会議」を開催する。 | 中小企業振興課 |
| 計量検定、検査、適正な計量の指導取締り | 適正な計量の実施を図る。  （根拠法令　計量法） | 計量検定所 |
| 宅地建物取引業者の適正指導 | 宅地建物取引の公正を確保するための指導を行う。  （根拠法令　宅地建物取引業法） | 建築指導課 |
| 有料老人ホームの指導 | 有料老人ホームについて、利用者が安心してサービスを受けることができるよう事業者に対して指導を行う。  （根拠法令　老人福祉法） | 高齢者支援課 |
| 事業活動の適正化 | 介護サービス事業者の指導 | 介護サービス事業者に対し個別・集団による指導を実施し、事業者の適正な運営の確保と、利用者が安心してサービスを受けることができる体制づくりを進める。  （根拠法令　介護保険法） | 介護保険課  高齢者支援課 |
| 介護員養成研修実施機関の指導 | 介護員養成研修事業実施団体に対し、事業の適正な実施のための指導・助言を行う。 | 高齢者支援課 |
| 障害福祉サービス事業者の指導 | 障害福祉サービス事業が、適正に運営され、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業者に対して個別・集団による指導を行う。  （根拠法令　障害者総合支援法） | 障害者福祉課 |
| 旅行業者及び旅行業者代理業者の登録事務 | 旅行業務に関する取引の公正な維持並びに旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため、旅行業者等の登録を行う。  （根拠法令　旅行業法） | 観光・物産振興課 |
| 表示の適正化 | 家庭用品品質表示法に基づく監視指導 | 家庭用品について、消費者の適正な商品選択に資するため、販売事業者に対し立入検査を実施し、指導を行う。  （根拠法令　家庭用品品質表示法） | 生活安全課 |
| 直売所巡回調査 | 一般消費者向けの全ての飲食料品について、生鮮食品、加工食品及び玄米・精米などの各品質表示基準制度を適正に運用するため、巡回調査を実施する。  （根拠法令　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律） | 食の安全・地産地消課 |
| 食品表示巡回員の設置 | 一般消費者を「食品表示巡回員」としてボランティア登録し、消費者による生鮮食品店舗の表示状況の監視を行う。 |  |
| 食品表示１１０番 | 不正表示情報提供、表示内容に関する相談を受ける。 | 食の安全・地産地消課  生活安全課 |
| 食肉のトレーサビリティの実施 | 食肉表示の信頼性を保証するため、農場から食卓までの生産、加工、流通経路にわたる一連の情報を消費者に提供する。 | 畜産課 |
| 米のトレーサビリティの推進 | 事業者等に対して「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の周知・啓発を図る。 | 食の安全・地産地消課 |
| 表示の適正化 | 食品の栄養表示に関する指導及び普及啓発 | ① 指導  製造・販売業者に対して、栄養表示基準、栄養機能食品、特定保健用食品、特別用途食品及び虚偽誇大広告等に関する表示の適正化を図るため指導・相談を行う。また、食品の健康保持増進効果の虚偽誇大広告の適正化について、情報収集、調査、指導・相談を行う。  ② 普及啓発  消費者に対して、栄養表示や特別用途食品等の適正な活用や摂取方法等について、各種講習会を通じ普及啓発を行う。  ③ 外食栄養成分表示推進  飲食店等において栄養成分の表示及びヘルシーメニューの提供が行われるよう促進を図る。 | 健康増進課 |
| 価格監視・需給の安定 | 生活関連商品等の価格動向等の調査 | 県民の消費生活との関連性が高い商品等の価格動向等について調査を行う。 | 生活安全課 |
| 野菜価格安定対策 | 野菜の市場価格が一定以下に下落した場合、その差額を補填し、生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに消費者への安定供給を図る。  （根拠法令　野菜生産出荷安定法） | 園芸振興課 |
| 畜産物の価格安定対策 | 鶏卵、牛肉等の畜産物の市場価格が一定以下に下落した場合、その差額を補填し、生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への安定供給を図る。  （根拠法令　畜産物の価格安定等に関する法律、肉用子牛生産安定等特別措置法） | 畜産課 |
| 畜産物の生産出荷動向調査 | 鶏卵等の生産出荷動向を調査し、畜産物の需給及び価格の安定を図る。 |  |

## 生活相談体制の充実・整備

|  | 施策 | 概要 | 所管課 |
| --- | --- | --- | --- |
| 消費生活相談体制 | 県消費生活センターにおける消費者相談への対応 | 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、当該苦情の処理のためのあっせんを行う。  相談場所　福岡県消費生活センター  TEL：０９２－６３２－０９９９（相談専用）  （根拠法令　消費者安全法、福岡県消費生活条例） | 生活安全課 |
| 巡回相談及び経由相談による市町村支援 | 市町村における消費生活相談窓口の機能強化を図るため、市町村の消費生活相談対応業務について助言等を行う巡回相談及び経由相談を実施する｡ |  |
| 消費生活相談員等レベルアップ研修 | 県・市町村の消費生活相談員及び消費者行政担当職員の相談対応能力の向上を目的として次の内容の研修を行う。  ・行政職員向け研修（計２日２科目）  ・消費生活相談の専門研修（計６日10科目）  ・相談対応研修（計１日２科目）  ・消費者教育担い手育成研修（計１日２科目） |  |
| 消費生活相談員等事例検討会 | 県内の消費生活センター及び消費生活相談窓口の相談員等の専門知識の習得や相談技術の向上のため、事例検討会を開催する。（年６回開催）  （根拠規程　消費生活相談員等事例検討会設置要綱　平成21年４月１日施行） |  |
| 法律相談事業 | 県消費生活センターにおいて弁護士が無料で消費者からの法律相談に応じる。（月８回実施） |  |
| 消費生活相談に伴う商品テスト | 県消費生活センターで消費者から相談・苦情があった商品等のうち必要なものについて商品テストを実施する。 |  |
| 消費者苦情処理に係る調停 | 県消費生活センターであっせん等を行ったにもかかわらず、解決が著しく困難で、県民の消費生活に著しい影響を与える等、公益性の高い消費者トラブルについては、福岡県消費生活審議会（消費者苦情処理委員会）の調停に付する。  （根拠法令　福岡県消費生活条例） |  |
| 消費者訴訟資金の貸付け | 消費者と事業者との間で訴訟が行われる場合において、当該訴訟が福岡県消費生活審議会の調停に付された消費者苦情に係るものであることその他の要件に該当するときは、当該消費者に対し当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行う。  （根拠法令　福岡県消費生活条例） | 生活安全課 |
| 各種生活相談体制 | 男女共同参画センターにおける相談 | 女性が抱える心・からだ・くらしの問題等広範多岐にわたる相談に、電話又は面接相談によって対応し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択・自己決定していくように支援する。  また、関係機関との連携により各種の相談を実施する。  ・相談場所  福岡県男女共同参画センター　あすばる相談室  春日市原町３－１－７  TEL：０９２－５８４－１２６６ | 男女共同参画推進課 |
| 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でないため、日常生活に困っている人が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理を行う。  ・相談窓口  　（社福）福岡県社会福祉協議会　生活支援課  　　TEL：０９２－５８４－７４１１ | 保護・援護課 |
| 福岡県国民健康保険団体連合会における介護保険苦情処理事業 | 福岡県国民健康保険団体連合会において、介護保険サービスに関する利用者からの苦情等に対し、苦情処理委員会等を置き、総合的な対応を行う。  ・苦情相談窓口  　福岡県国民健康保険団体連合会  TEL：０９２－６４２－７８５９ | 介護保険課 |
| 各種生活相談体制 | 県民相談 | ① 行政相談  県民相談室及び北九州県民情報コーナーに相談員を配置するとともに、保健福祉環境事務所の総合相談窓口において、県政に対する意見、要望、苦情、問合せや県民生活に関する相談等に対応する。  ・県民相談室  　TEL：０９２－６４３－３３３３  ・北九州県民情報コーナー  　TEL：０９３－５８１－４９３４  ・保健福祉環境事務所総合相談窓口  　　筑紫保健福祉環境事務所  TEL：０９２－５１３－５６１０  　　粕屋保健福祉事務所  TEL：０９２－９３９－１５２９  　　糸島保健福祉事務所  TEL：０９２－３２２－５１８６  　　宗像・遠賀保健福祉環境事務所  TEL：０９４０－３６－２０４５  嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所  TEL：０９４８－２１－４８７６  田川保健福祉事務所  TEL：０９４７－４２－９３１３  北筑後保健福祉環境事務所  TEL：０９４６－２２－４１８５  南筑後保健福祉環境事務所  TEL：０９４４－７２－２１１１  京築保健福祉環境事務所  TEL：０９３０－２３－２３７９  ② 弁護士による法律相談  ・県民相談室  毎月第１及び第３金曜日（13時～16時）  ・北九州県民情報コーナー、筑後県民情報コーナー、京築保健福祉環境事務所  　毎月第４金曜日（13時～16時）  ・嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所  　毎月第４木曜日（13時～15時） | 県民情報広報課 |
| 各種生活相談体制 | 住宅相談 | 住宅に関する情報の提供、住宅に関する設計施工、各種付帯工事、設備機器等の相談、住宅に関する建築関連法規、不動産関連法規、税務関連法規、住宅金融手続､マンション管理等の県民に対する相談業務を行う。  ・相談窓口  　（一財）福岡県建築住宅センター  TEL：０９２－７８１－５１６９ | 住宅計画課 |
| 耐震バリアフリーアドバイザー派遣事業 | リフォームの企画段階に施主からの相談を受け、建築士等の専門家を派遣し、現地調査の上、バリアフリー化､耐震診断・改修などに関するアドバイスを行い、適切な住宅リフォームの促進を図る。  ・派遣事務局  　（一財）福岡県建築住宅センター  　　福岡市中央区天神１－１－１アクロス東オフィスビル３Ｆ　TEL：０９２－７８１－５１６９ |  |
| 多重債務問題への取組 | 福岡県多重債務問題対策協議会 | 多重債務問題について、関係機関との緊密な連携のもと、総合的な対策を図るための協議会を開催する。  ・福岡県多重債務問題対策協議会  庁内各課、市長会、町村会、弁護士会、司法書士会､各種民間団体等  （根拠規程　福岡県多重債務問題対策協議会設置要綱  平成19年７月27日施行） | 生活安全課 |
| ヤミ金融対策のための連携強化 | 県警生活経済課や中小企業振興課と連携して、無登録業者や違反業者の情報提供を行う。 |  |
| 福岡県多重債務者生活再生支援事業 | 多重債務の整理に関する相談対応から債務整理後の生活再生に向けた家計診断、生活指導まで、多重債務者に対する一貫した支援を外部委託により行う。  ＜委託内容＞  ・電話相談、面談等による債務整理支援  ・債務整理後の生活再生支援（カウンセリング、家計診断等）  ・生活再生中の臨時的出費に対する貸付  ＜受託事業者＞  　グリーンコープ生活協同組合ふくおか |  |

## 主体的・自立的な消費者になるための支援

|  | 施策 | 概要 | 所管課 |
| --- | --- | --- | --- |
| 消費者への情報提供の充実 | 多様な媒体（インターネット等）による消費者情報の提供・啓発資料の作成 | 消費者問題に関するトラブルを未然に防止するため、年代やテーマに応じた情報をインターネット等で広く県民に提供する。  福岡県消費生活センターホームページ  http://shouhiseikatsu.pref.fukuoka.lg.jp/ | 生活安全課 |
| 消費者サロンの設置・活用 | 県消費生活センターに消費者サロンを設け、悪質商法等に対する注意喚起のパンフレット、チラシ、消費生活に関する図書、資料、パネル等を展示又は設置する。 |  |
| 高齢者向け情報提供 | 高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルとその相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、市町村や宅配事業者と連携して高齢者宅へ配布する。 |  |
| 消費者被害の最新情報の提供 | 市町村、高等学校、大学、専門学校、地域包括支援センター等に消費者被害の最新情報を電子メールで配信する。 |  |
| 介護サービス情報の公表 | 事業者の情報を提供するしくみを整備して、利用者による、より適切な事業者の選択を支援する。  （根拠法令　介護保険法） | 介護保険課 |
| 地域密着型サービス外部評価 | 地域密着型サービスであるグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所のサービスに関して、第三者機関による評価を公表することにより、利用者がより質の高いサービスを利用できる環境を整備する。  （根拠法令　介護保険法） |  |
| 医薬品等に関する知識の普及 | ① 医薬品による副作用や、いわゆる「健康食品」による健康被害を防止するため、消費者に医薬品等に係る正しい知識の普及を図る。  ② （公社）福岡県薬剤師会が設置した薬事情報センターに、一般県民を対象とした「くすりなんでもテレホン」を開設し、医薬品等の相談業務を行う。  ・くすりなんでもテレホン  TEL：０９２－２７１－１５８５  ③ 医薬分業推進  医薬分業を正しく理解させるため、「くすりと健康フェア」などあらゆる機会を通じて県民への啓発を行う。 | 薬務課 |
| 消費者への情報提供の充実 | 住宅情報提供推進 | (一財)福岡県建築住宅センターにおいて、公的機関による情報提供を含め、住宅に関する様々な情報を県民に提供している。 | 住宅計画課 |
| 在宅ケア対応モデル住宅の展示 | 在宅ケアに対応したモデル住宅を展示公開することによって、長寿社会に対応した住まいづくりと在宅ケアのための情報を県民に提供する。  また、加齢による身体機能の低下や障害により住宅改造を必要とする者に対し、建築士と作業療法士若しくは理学療法士を直接改造予定者の住宅へ派遣してアドバイスする等、高齢者対応住宅に関しての相談業務を実施する。 |  |
| 住宅の品質確保の促進に関する情報提供 | 住宅の品質確保の促進、住宅購入者の利益の保護等に関する情報を提供する。  （根拠法令　住宅の品質確保の促進等に関する法律、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律) |  |
| 消費者教育・啓発の推進 | 消費者教育推進連絡会議の運営 | 消費者教育を総合的に推進するため、県及び県教育庁の関係各課による連絡会議を開催する。  （根拠規程　消費者教育推進連絡会議設置要綱　平成３年９月24日施行） | 生活安全課 |
| 若年者向け啓発講座 | 若年者が社会に出た後に遭う悪質商法に対する対処法を身に付けるため、県内高校、専修各種学校等を対象に教育関係機関と連携して啓発講座を開催する。 |  |
| 事業者向け消費者教育リーフレットの発行 | 県内企業等に対し、消費者教育推進法の趣旨、企業等が消費者教育を行う場合のポイント、必要な情報の入手方法、消費者教育の実践事例等を紹介するリーフレットを配付する。 |  |
| ネットトラブル防止ＤＶＤの作成 | インターネットトラブルについての事例と対処法を示したＤＶＤを作成し、学校の授業やＰＴＡの会合、県が実施する若年者啓発講座等で活用する。 |  |
| 小･中･高校教員向け講座 | 福岡県教育センターと連携して、小･中･高校の教員向け消費者教育の進め方についての講座を開催する。 |  |
| 大学・専門学校職員向け研修 | 大学・専門学校の教職員に対して、消費者被害についての情報提供を行う研修会を開催する。 |  |
|  | 消費生活サポーター育成事業 | 地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア（消費生活サポーター）を育成するため、民生委員、ヘルパー、自治会役員などを対象に、消費者問題についての基礎的な知識を習得するための講座を開催する。 | 生活安全課 |
| 消費者組織の活動推進 | 消費生活協同組合の監督・育成 | 消費生活協同組合（連合会）に対する監督行政及びその健全な発展を図るための助成等を行う。  （根拠法令　消費生活協同組合法） |  |
| 物価情報提供 | 各種物価関係の統計調査 | ・小売物価統計調査  ・家計調査 | 調査統計課 |
| 環境に配慮した生活スタイルの推進 | 自主的な環境保全の取組の促進 | 県民・事業者・行政の自主的・積極的な環境保全の取組を促し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築する。  ・福岡県環境県民会議の開催  ・環境教育副読本の作成  ・こどもエコクラブ事業の促進  ・環境月間（６月）街頭啓発活動 | 環境政策課 |
| 地球温暖化対策推進 | 地球温暖化対策を推進するため、次の取組を実施する。  ① 福岡県地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発（環境マイスターの派遣、教育教材、啓発資材の貸出し）  ② 保健福祉環境事務所による地域に密着した普及啓発活動  ③ エコライフ促進事業による家庭や職場における省エネ･省資源の推進（ふくおかエコライフ応援サイトによる温暖化関連情報の発信、エコファミリー･エコ事業所の募集） | 環境保全課 |
| ごみ減量化促進対策 | 循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化・リサイクルへの取組を推進するため、県民・事業者への啓発及び市町村への情報提供等の支援を行う。  ・容器包装廃棄物等の減量化・リサイクルの推進  ・「ごみ減量化リサイクルポスターコンクール」の実施  ・「マイバッグキャンペーン(買物袋持参運動)」の実施  ・「こども３Ｒ学習施設見学会」の実施  ・「３Ｒ推進フォーラム」の開催  ・「３Ｒの達人」の派遣 | 循環型社会推進課 |

1. 「National Institute of Technology and Evaluation」の略称であり、「ナイト」と読む。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」 [↑](#footnote-ref-2)